

会

議

午前10時 0分開会

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、令和3年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（小泉孝敬君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番 鈴木 孝君と4番 渡邊照志君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告、令和3年3月定例会。

最初に、昨日までに受理いたしました要望書についてでございます。

2月10日、下田商工会議所、一般社団法人下田市観光協会、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁業協同組合、下田温泉旅館協同組合、下田料理飲食組合、下田市商店会連盟から要望書の

提出がありました。この要望書については、既に写しを配付しております。

次に、2月22日、県知事が稲生沢川流域問題研究会から稲生沢川上流での森林開発等に関する意見聴取を行うに当たり、自分も同席し、令和2年12月15日付で下田市議会が静岡県知事に提出した「稲生沢川上流での森林開発に関する意見書」について説明しました。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第31号。令和3年3月3日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和3年3月下田市議会定例会議案の送付について。

令和3年3月3日招集の令和3年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第13号））、議第3号 令和元年度（債務負担）デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についての一部変更について、議第4号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について、議第5号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第6号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）、議第8号

令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第9号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第12号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、議第13号 市有財産（建物）の譲与について、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、議第16号

下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の制定について、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算、議第23号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第24号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第25号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第26号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第27号 令和3年度下田市介護保険特別会計予算、議第28号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第29号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算、議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算。

下総行第32号。令和3年3月3日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和3年3月、下田市議会定例会説明員について。

令和3年3月3日招集の令和3年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 平井孝一、総務課長 日吉由起美、教育委員会学校教育課長 糸賀浩、教育委員会生涯学習課長 鈴木美鈴、防災安全課長 土屋 出、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 永井達彦、観光交流課長 長谷川忠幸、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 須田洋一、建設課長 白井達哉、上下水道課長 土屋武義、環境対策課長 高野茂章。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 以上で諸般の報告を終わります。

報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第13号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第1号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり、令和3年2月18日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏等に再び発出された緊急事態宣言に伴い、落ち込んだ市内経済に対する緊急支援措置として、静岡県が創設した地域経済対策に対する助成制度を活用して、独り親世帯の生活者支援及び売上げが減少した事業者支援として給付金を給付するもので、早急に対応しなければならない経費として、専決処分したものでございます。

それでは、改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,937万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億176万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、16款2項1目6節県費・新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金5,937万6,000円の追加は、静岡県がコロナ禍における地域経済への支援として創設した交付金を2つの事業の財源として、受け入れるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございますが、総務課関係、12款1項1目予備費1,132万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

福祉事務所関係、3款3項1目1463ひとり親世帯応援給付事業1,050万円の追加は、子育てと仕事を独りで担う独り親世帯において、生活実態が依然として厳しい状況にあることを

踏まえ、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を給付するもの。

産業振興課関係、6款1項2目4053事業継続支援給付事業6,020万円の追加は、市内事業者に対し、売上げの減少率に応じ、1事業者当たり10万円または3万円を給付するものでございます。

なお、事業継続支援給付金につきましては、令和3年度当初予算においても継続して計上させていただく予定です。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第1号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第13号)の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(小泉孝敬君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番(沢登英信君) 2種類の給付ということで、独り親世帯への応援給付金は、既にその世帯が185世帯ですか、ということで、申請をなく、当局のほうから給付をされると、こういう形のものになるのかということが1点です。

そうしますと、そういう形ですと、給付額そのものはほぼ確定ができると、こういうことになるかと思うんですが、この事業継続支援金のほうについては、恐らく申請をしていただく制度になるかと思うわけですが、そうしますと、この予算額をオーバーする場合も、あるいはこの予算額に満たない場合も出てこようかと思うわけですが、まず、戻って恐縮ですが、いつから、どういう形で、この制度の受け付けをするのかと、申請という制度でやると思うんですけれども、そこら辺の御説明をいただきたいと。

それから、申請であれば、この予算に満たないとき、あるいは予算オーバーしたときということを当然想定しなければならないと思うわけですが。県のほうのこの補助金はどういう仕組みになっているのか、一般的には年度内に補助金であれば使い切らなければならないというようにも思いますが、そうでない規定とございますか、継続して利用することができるような仕組みになっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

議長(小泉孝敬君) 産業振興課長。

産業振興課長(樋口有二君) 私のほうからは事業継続支援給付金の申請についてお話をさせていただきます。

現在、支援、給付の申請の開始に向けまして、急遽、急ピッチで手続のほうを進めさせていただいております。現在の予定でございますけれども、3月22日から何とか受け付けを開始できるように、今、市役所のほうで準備を進めてございます。申請期間の予定ですが、そこから約2か月半ぐらい、5月末までの期間を予定をしています。

最終的には交付要綱や、今みたいな申請の概要ですとか、記入の要領ですとか、そういった分かりやすいものもお付けしながら、完成しましたら市内に広く公表して、申請の準備を皆さんで進めていただけるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、県の補助金についてですが、こちらについては本年度と来年度、2か年にわたり使えますので、仮に補助金が余った場合は来年度に使うということになります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 私のほうからは、独り親世帯の応援給付金ということで、こちらのほうにつきましては、令和3年の2月の児童扶養手当の支給者に対して158名を対象としておりますけれども、こちらに対して、もう既に3月1日に対象者に通知、拒否する場合のみ御返答くださいということになりまして、今月中の口座振込を予定しているところであります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 事業継続支援給付金の件でございますが、3月22日から5月末日までの申請の受け付けをということで分かりましたけれども、そうしますと、一番早く支給がされる人はいつ頃に支給がされるということになるのでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 一番早い支給で4月の中頃になると思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） すみません、先ほどの件で、1つ御説明が漏れておりました。今回の児童扶養手当の支給の受給者については、生活保護の受給者は除くということになっ

てございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 専決処分の経過と、この専決処分された事業の目的について質問させていただきたいと思います。

振り返りますと、市長は当局と議会の関係について、政策の提案というのは議会の専管事項で、執行機関はそれをするわけですが、実態的にはほとんどの政策は執行機関が提案をして、議会がそれを議論するので、議会が後になっているケースがよくあると言われておりました。

今回の専決処分に係る新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の使途につきましては、2月17日に開催されました、任意の参加であります。議員説明会において説明があり、その中で上げられた議員からの意見等を当局で持ち帰り、精査した上で専決処分の判断をされると記憶をいたしております。

また、2月19日に開催されました議会全員協議会冒頭、市長からの御挨拶では、要約になりますが、この専決処分について、議員からは広く事業者や市民に寄与するべきという意味で様々な意見をいただいた。どこまで広げるかについて、政策会議や担当課で検討した。目的の明確化、公平・公正性の確保、給付のスピードの観点から様々な案を比較検討した結果、事務局案が最も妥当だと判断し、早急に給付するため、2月18日に専決処分したといった内容でございました。また、今後も議員の意見を頂戴しながら進めてまいりたいというお言葉をいただいております。

また、別件ではありますが、令和3年度一般会計予算におきましても、同臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業についても、本説明会で上がった議員からの意見は反映されていない内容であると確認いたしております。任意参加の議員説明会ではありましたが、事前に当局から専決処分に当たり、事業内容の説明がございました。当然、議員としては、議員からの意見等が新型コロナウイルス感染症対策事業に反映されるものと期待し、本来であれば2月19日、議会全員協議会等でも、臨時会を招集し、議決できるものを、議会の委任による専決処分に近い流れで専決処分されたと考えております。

専決処分に当たり、議員からの意見聴取を行いました。その内容がなぜ専決処分に反映されなかったか。また、議員から意見のあった事業継続支援給付金の拡充、また、プレミア

ム付商品券事業の前倒しがなぜ専決処分に反映されなかったかについてお尋ねさせていただきます。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） まず、事業継続支援給付金の担当課として判断をお話しさせていただきます。

今回、事業継続支援給付金については、この1月に改めて再度出された緊急事態宣言などに影響を受ける、本市、観光をメインにしているまちでございますので、そういったことで、市内の産業にも影響が出ているというところでございます。そういった困窮している事業者を支援することが目的であるというところで、その期間に、減少しているという人をしっかりと定める、それを緩和して、より広く、少ない減少でも拾ってしまうことについては、困窮の度合いが低い、こうやってしまうと、つらいことには変わりはないんですが、よりしっかりとつらい方に給付を届けるように範囲を定めたものでございます。

なので、その範囲をより広くすることについては、より薄く、広く伸ばしてしまうことになってまいりますので、給付金の額というものは、それだけ予算に限りがございますので、そういった一人一人の給付が薄くなって、1事業者ごとの給付が薄くなってしまいうことも考えますと、より困窮している方への、困窮している事業者さんへの給付という意味では、売上げ減少率を緩和することというのは、給付金の本当の目的ですとか趣旨というのにそぐわないのではないかという考えの中で、30%という減少率を維持させていただいたというところでございます。

また、プレミアム商品券の実施時期につきましては、こちら、当初予算についての中での議論には関わってくるんですけども、実際には5月、6月辺り、そのくらいの時期というのは観光協会さんですとか、商工会議所さんもそれぞれのイベントを企画している時期でございます。また、それが過ぎますと夏の時期もありまして、実際にはそれ以降、春から夏にかけては民間も含めて様々な事業が予定されているところでございます。むしろ今年度を振り返りますと、本当に例年だと秋、冬というのはなかなか下田市にとってはつらい時期だったんですけども、昨年はG o T oキャンペーンなどにより、そういった時期にキャンペーンを当てることによって、非常に恩恵を受けた事業者さんも多かったろうと思います。

なので、そういったまちの状況ですとか、あとは国などの政策の実施時期等にもよりますけれども、G o T oキャンペーンが、もし春になって再開されるという状況も可能性としてはまだございますので、そういったことも考えますと、そこに重ねて、いろんな制度を重ね

るというよりは、なるべくその恩恵を継続して受けられるような時期に実施することがよいかと思っております。前倒しというよりは、来年度中の、夏ですとか、秋ですとか、そういった時期を目指しているというところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 今回の専決処分に当たった経緯でございますが、まず、今回の専決処分につきましては、国の臨時交付金及び県の地域振興交付金を活用してやるという前提の下、2か年にわたり使える県の交付金を充てております。そちらの通知が来たのが2月4日でございます。本来であれば2月8日の臨時議会で御審議いただくのが本当の筋、順番ではないかと思っておりますが、2月4日に来たということもありまして、使途とかも、使い方も分からない中でございます。2月4日には庁内の調整が間に合わず、議員に説明した上、専決処分をさせていただいたものでございますので、御理解のほど、お願いしたいと思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2月17日の議員説明会、その後の2月19日の議会全員協議会、議員のほうでも専決処分、議会の委任という形で専決処分をこの説明会でしたような流れはございますが、この説明会が任意の会であったという部分も含めて、2月19日の臨時会の開催であったり招集は物理的に難しかったのかどうか、御確認させていただきたいと思っております。

あと、県や国から補正の中でこの交付金を各自治体に交付したというのは、やはり緊急事態宣言が発出された1月からこの3月、また3月7日以降の発出期限も延びそうな状況の中で、やはりこの期間に自治体が事業者、市民に数々の施策を公表し、市民、事業者様の不安をなくすというのが役目で、各自治体は補正予算で多くの施策を組み、公表されていると思っております。

また直近では、伊東市のほうで、この3月中のやはり人の流れを戻すということで、独自の施策も打っております。

そういった中で、なぜプレミアム商品券がこの期間、ゴールデンウィーク前とかではなく、夏であったり、秋というようなスピード感がないのか、先ほど市長から、議員からの意見を検討していく中で、目的の明確化、公平・公正性の確保、給付のスピードの観点、やはり給付以外についても、やはりスピードの観点というのが、この交付金の使途にとっては重要だ

と考えております。

細かな部分につきましては、令和3年度一般会計、新年度予算の中で議論をさせていただきたいと思いますが、議員の意見がなぜ、この補正の案に反映されなかったかについて、最後確認し、質問を終わらせていただきます。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 江田議員の御質問は、先ほど引用された政策形成プロセスにおける議会と当局の関係といったことに焦点を当てていらっしゃるかと思います。私は今回のこの臨時交付金による経済対策等の地域への取組については、実は今回、議会と一緒につくったという実感を感じています。つまり勉強会を委員会の拡大型でまず開いて、その後に、さらに全員協議会でも議論してということをしております。その上で、持ち帰って、当局でまた検討して、そうしていろいろと練った上でやったということでございます。何ていうんでしょうか、私どもがつくったものを追認してくれといった形ではなくて、皆さんと話をしながら磨き上げたものとして、私としては良好な関係の下に、今回の臨時交付金の専決処分をさせていただいているというふうに感じています。

なお、今後の経済対策につきましては、今、緩やかに関西地方からの緊急事態宣言の解除とか、あるいは今後のG o T oキャンペーンの再開、こうしたことが見込まれるため、これらの動向も見据えながら展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 報第1号の認定について、反対の立場から不認定である発言をさせていただきます。

何よりもこの県からの補助金と国からの交付金につきましては、2月4日に正規の通知が来たことではございますが、実態的には、もう昨年から第3波の拡大、この新型コロナの拡大の下でどういう対応が必要かということでの補助金が交付されてきているわけでありまして。国会や県会におきまして、これらの議論が活発に展開がされ、第3次の交付金が支給されるということは、2月4日ではなく、既に昨年のうちに予測がつくと、こういう具合に私は思うわけでありまして。したがって、そういう時期に当たりまして、当局にも要求書を提出をすると、各議員の皆さんも、こういう具合にしてほしいという要望書を提出すると、こういう経過があったかと思うわけでございます。

そういうことから考えますと、やはり専決ではなくて、2月8日の臨時議会に、この案件を提出をしようとする。そして議会の審議を待とうと、こういう姿勢がまず私は必要ではなかったかと思うわけでございます。

この点は市長自らが市民とともに多くの皆さんと一緒に政策づくりをしていくんだと、この姿勢は大変評価をさせていただきたいと思うわけでございますが、この姿勢と、やはり8日の臨時議会が、庁内のしかも管理部門を職員を2人増やすということに中心議題を置いて、市民がどういう経済状態に置かれているのかという方向にきっちり目をお向けになっていなかったのではないかと、こういう疑問をまず1点、持たなければならぬと思うわけでございます。議会軽視とまでは言いませんけれども、やはりそのような姿勢をより一層、当局に求めていきたいと、こういう思いから、まず1点、反対をするものでございます。

2点目は、やはり2月8日の臨時議会で提案されなかったことによりましてスピードが遅れていると、現時点では3月中に独り親世帯の皆さんには支給がされるということで、大変喜ばしいことかと思っておりますが、事業支援の給付金につきましては、4月も半ばにしなければ恐らく支給がされないと、こういうことからいきますと、果たしてこのスピードでよかったのかと。もう少し実態を把握していれば、急いで実施をするという点について努力が足りなかったのではないかと、こう思わざるを得ないわけでありまして。なぜなら、第3波のこの対策は第3回目なんです。1回目、2回目のこの支給の中で、何が足りなくて、何が市民の事業者や市民が困っているのかということは、もう既に調査し、把握をしていなければならぬと、こういう状態に当局としてあったのではないかと、あるべきではなかったのかと。こういうことから言いましても、スピード感について疑問を持たざるを得ないということでご

ざいます。

第3点目は、本当に困っている人たちにこの貴重な税金を給付しようと、補助金を給付しようと、こういうお気持ちは大変大切にしなければならないことかと思えます。しかし、この姿勢の中で基本的に欠落しておりますのは、働く人たちへの給付がないということでございます。事業者が大変な状態になっております。事業者だけではなく、そこで働いている人たちも職を失う、あるいは休業せざるを得ない。国の一定の支援制度、休業制度等もございますが、それに制度で救われない人たちが下田市にいるのかいないのか、そういう調査が当然必要だろうと思うわけであります。

そして、国の制度や休業補償や等々で救われない方も、やはり事業者が3割というならば、そこで働いている労働者も3割以上の月収が落ちる、所得が落ちている、こういう人にはやはり同様に、事業者と同様に支給をしていくという、この事業継続支援給付だけではなく、賃金労働者及び事業者と、こういう制度にしていきたいと思うわけであります。そういう観点から、やはり事業者だけではない、旅館で働いている人たち、思いやその事業を支える働く人たちへの支援ということがやはり欠落をしているのではなからうかと。

この3つの点から、この専決処分につきましては、当局に反省を求める、こういう意味から反対をするものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 滝内久生君。

〔7番 滝内久生君登壇〕

7番（滝内久生君） 報第1号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本案件につきましては、先ほど説明がありましたように、2月4日に通知があったということでもあります。今回は、市長、先ほど述べましたけれども、議会に対しての説明をした、勉強会もした、意見も求めた、それを検討して最終決定をしたと、そういう手順を踏んでいるということで、事務的にも2月8日の臨時会には計上はとても無理だったかと思えます。

内容については、この独り親世帯の給付金、持続化の給付金については、いけないよということではないと思えます。議員個々の意見は様々であります。その中で、その意見を酌み上げて、検討して、その結果としての判断ということで、私はこれは尊重すべきことだと思っております。

スピード感に遅れているという御意見、確かにありますけれども、この行政は、簡単に今日決めて、今日あした執行できるという、そういう普通の民間会社ではありませんので、必要な手続は必要ですので、その事務手続の期間、当然必要であります。今回の専決については、事前に専決処分でスピード感を持って処理したいという当局の御意見がありましたので、私はそれで大変結構だったと思います。

今回の専決処分については、やむを得ないということを理解しております。よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて賛成いたします。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第13号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第3号 令和元年度（債務負担）デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 議第3号 令和元年度（債務負担）デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についての一部変更について、御説明させていただきます。

議案件名簿の2ページをお願いいたします。

令和元年9月定例会、議第57号で議決されました令和元年度（債務負担）デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についての一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の減額であります。契

約金額の一部変更につきましては、令和元年9月に議決いただきました、3契約金額10億727万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,157万円）を3,135万4,400円減額いたしまして、3契約金額9億7,591万5,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額8,871万9,600円）に改めるものでございます。

続きまして、主な変更内容について御説明させていただきます。

主な変更内容につきましては、条例関係等説明資料の1ページ、2ページを御覧ください。

まず、1点目は、武山中継所電気工事の追加でございまして、図面の赤い三角形で示した部分で、当初の電力容量では不足増量し、老朽化した電柱・電線設備の更新を行いました。

2点目は、国立公園以外の子局等への塗装の追加でございまして、どぶづけ（亜鉛メッキ）のものを、景観への配慮を行うもので108本を国立公園内と統一を図り、焦げ茶色に塗装を行いました。

3点目は、屋外拡声子局の1か所増設でございまして、現場精査により難聴地域の改善のため、図面の126番に追加を行いました。

4点目は、戸別受信機の設置方法の見直しで、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から配付方法を据付けから郵送へ見直しました。また、数量を1月15日までの貸与実績に合わせ2,938台、アンテナ設置10基に減らし積算しましたが、2月末での申請件数3,060台、プラス122台になりましたが郵送いたします。

続きまして、事業費の変更についてでございます。

1点目に申しあげました武山中継所の増加部分が約800万円、2点目の塗装の増加部分が約1,450万円、3点目の子局の増加部分が約350万円、4点目の戸別受信機の減額部分が約5,000万円、そのほかで、これに経費等を減額し、工事価格は減額3,930万4,000円になり、当初契約の請負率（0.725195）を掛けまして、2,850万4,000円、さらに消費税を加えた金額3,135万4,400円の減額変更となっております。

次に、追加説明資料を御覧ください。

令和元年度当初予算14億円の債務負担でございました。入札を行い、令和元年9月定例会におきまして、契約額10億727万円で議決をいただき、その後、補正で令和2年度の工事変更を考慮した現額予算11億円となり、今回工事費が減額となり、9億7,591万5,600円の契約変更となったものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、議第3号 令和元年度（債務負担）デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についての一部変更についての説明を終わらせてい

たきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

すみません、追加説明資料は、議席に今日配付させていただきましたので、申し訳ありませんが、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） まず2つ、据付けから郵送へ見直したということで、当然、高齢者など、自分で据え付けられない場合に備えていた予算と思われませんが、これをコロナ禍で対面を避けて郵送したと。そうした場合には、じゃあ当初予定していた据え付けられないかもしれないというお年寄りなどに対して、どのようなフォローを考えているのか、送っただけでは何の役にも立ちませんので、そこをどういうふうに考えているのかをお願いします。

それからもう一点は、数量を申込実績に合わせて減額したと。これ、当初7,000台ということのを適正ということで議決しているわけですが、今現在、半分にも満たない実績になっているということについて、今後どのような予定なのか、そこをお願いします。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） まず、据付け方が分からないという方につきましては、電話連絡等で来ていますので、また職員のほうで対応させていただいています。また業者にも、業者が行っていいかどうかを確認した形の中で行かせていただいております。

それから、7,000台につきましては、今まで区長さんとか、また自主防災会長さん、また伊豆新聞、また広報、ホームページ等でPRしてきたわけですが、今回、約3,060台しか出ていません。いろいろ個人の方にも説明しているわけなんですけれども、まだ防災ラジオ、アナログのほうの電波が令和4年11月まで使えますので、防災ラジオが使えています。それが使えているからいいよという意見もいただいていますけれども、説明をしますと、戸別受信機に替えてくれる方もいましたが、いいよという意見がありましたけれども、何とか令和4年11月までには配付したい。

それから配付の仕方については、現在、ホームページでお知らせしています。また、回覧等でもお知らせしたいとは思っておりますけれども、窓口配付、職員で考えているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 現在のアナログの防災ラジオが、あのときは有料であったということもあって、この新しいものについても、また有料でしょうと誤解をしている方が多いと思います。それから、前の防災ラジオは若干ノイズが入ってうるさいと、そういう。今回はじゃあ、今度デジタルはどうなんだと、またうるさいのかという御意見もあります。その辺のしつかり誤解を解きながら、早急な配付を求めます。というのは、当然7,000台を年度内にという予定であったわけですから、そういう計画でいたのに、半分にも満たないということは、これは何か問題があると思いますので、早急な配付を求めるものです。

以上です。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） ありがとうございます。分かりやすい周知をさせていただいて、なるべく防災ラジオから戸別受信機へ替えていただくよう努力していきたいと思えます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） これ、要望ですけれども、7,000台、戸別受信機が議会でも議決して、約3億円ぐらいのお金が出ていると思うんですね。この中で、今半分にも満たないというふうなことで、今、課長のほうから説明がございましたように、新聞広告並びに回覧、区への回覧で回しててもこの程度なんですよ。ですから、そこをどういうふうに進めていくかが大きな課題になるんじゃないかと私は思っています。ぜひ知恵と工夫、ここですね、これをぜひお願いしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 要望ですね。よろしいですか。

5番（矢田部邦夫君） はい。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 追加資料を見させていただいて、数字の関係、補正予算書から何かからは的確に処理されているのを確認させていただきました。

今、中村議員もおっしゃいましたけれども、実際にこれ貸与でやるということで、使う方

はただで使えるということなのですが、実際にこの契約の中で購入した台数、それから7,000台購入していると思うんですが、それでいいのかなのかという話と。3,060台がはけています。残りの在庫はどういう保管をしているのか、それだけ確認したいと思います。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） この7,000台は現在、現在というか防災ラジオは約6,800台出していますので、この7,000台という数字にしました。

それから、約4,000台近くの防災ラジオがありますけれども、現在、白浜幼稚園のほうに保管するよう、準備しているところでございます。

また、窓口配付しますので、一定の量は市役所の中に置いておく予定であります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） このせっかく購入して、デッドストックというんでしょうか、ただ倉庫の中に眠っていくのはいかにも惜しいものですから、先ほど矢田部議員からも御指摘がございましたとおり、これから本当に広報を工夫して、皆さんにお配りしたい、皆さんのお手元に届くようにしたい、このように努力してまいります。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ここで11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 資料の1ページの（3）屋外拡声子局の増設という点でお尋ねをしたいと思います。3丁目大浦に、126番のこの次の図面のところに増設をすると、こういう提案でございますが、どういう訳でこういうことになったのかと。恐らくテストをしてみますと聞こえが悪いといいますが、ハウリングを起こすとか、いろんな事情があって、こういうことになったかと思うんですが、他の地区でもそういうテストがされているのかと。あるいは市民のほうから、なかなかここ、聞こえにくいから増やしてほしいと、こういう要請の下にこれらの126番がつくられたのか、その経過についてお尋ねをしたいと思います。

それで、市民からの要望があった場合には一定の対応ができるかどうかなのかも併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、なお次のページ、2ページを見ますと、敷根の親局から武山の中継局へこの電波がそれぞれ来て、屋外拡声器から丸印のサイレンをつけるのと、再放送と、この1、2、3、3つそれぞれございますが、それぞれサイレン付きの拡声器がどのように機能するのかと。そして、この配置がここで決定をした理由とといいますか、これでよろしいのかというようなことと。それから三角の、恐らくこれは山のほうで聞こえにくいというんでしょうか、5番の長田2とか、落合2とか、相玉1、須原1等も三角がついておりますが、この送信局がそれらにここに設けるといふ、これらのよく素人で分からないものですから、再説明になるかもしれませんけれども、御説明をいただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） まず、126番の3丁目に1か所追加したことですけれども、まず発注前に委託業者が電波の調査をしましたが、発注後に整備をしていく中で、工事業者も電波の調査をしました。そうしたところ、ここ大浦になるんでしょうかね、この部分について調査した中で、やっぱり難聴だということに気がつきまして、ここに1本、追加させていただいたというところがございます。

それから、このサイレン子局ということですが、これについては令和元年9月にも説明させていただきましたが、夏場の海水浴とか、あと釣り客とかに津波が来ることを知らせるために、サイレン子局というのは大体海岸方のほうにつけさせていただいております。これも電波調査をしまして、大体サイレンは3キロから5キロぐらい音は聞こえるということですので、その辺のことを考慮しまして、この7か所のほうにつけさせていただいております。

それから、黒い三角の部分ですが、武山に中継局、ここから電波を発信します。当然、谷あいとか、山を1つ越えたりすると電波の届きにくいところがありますので、再送信子局をつけて、電波が届きにくい、悪いところについては、それで再送信するというものでつけさせていただいております。

よろしいですか。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 分かりました。そうしますと、この大浦につきましては業者と当局の調査に基づいて、聞こえにくいところがあるので増設したということですが、もう一定の

放送がされていると思いますので、住民のほうから増設を望むような声とか、そういう大変よくなったとか、ここがどうだとかというようなことについては把握をしているんでしょうか、把握していればお答えをいただきたいと思います。住民からの要望があれば、増設を、この局をするというようなことができるのかどうなのか、併せてお尋ねしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） まず、個人の方から、まずこのデジタル戸別受信機にしましたところ、雑音がなくなった、声が聞きやすいというような声をいただいております。住民の方から子局からの声が聞きにくいという問合せはありませんけれども、もしあるとすれば、この子局は現在もう全部立ててしまいましたので、あとは戸別受信機で対応していただく。どうしても戸別受信機でも入りにくい場合は屋外アンテナを立てることができますので、それに対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 今の機械の関係なんですけど、半分以上残っているという形なんですけど、住民の御婦人の方々に聞きますと、当然、初めのときに、故障した場合に、故障したというか、壊したときに1万8,000円だったかという修理代を徴収するという項目があったと思うんですけど、どうもそれがネックになっているらしいんですよ。同報無線のほうも案外と聞こえるもんで、今さらそっちは要らないという形もあるんですけど、御婦人になると、壊したときの金額がちょっと大きいもんでという話があったんですけども、その辺のところの見直しというのは特別考えてはいないですか、お伺いします。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 正常に、普通に使って故障した場合には市が直します。故意ですから、投げて壊したりとか、そういう場合には当然、その人の責任ですので自分で直していただきたいというのが本音ですけども、普通に使って故障した場合には構わない、構わないというか、市で直しますので、そういう説明をしていただければいいかなと思います。

それから、どうしても災害とか、嵐とか、大雨が降った場合、子局からの放送は聞き取りにくくなりますので、やはり戸別受信機を設置して、部屋の中で聞いていただくのが一番いいかと思います。

よろしいですか。

議長（小泉孝敬君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） ありがとうございます。今言ったみたいに、何ていうんですかね、取りつけたはいいいんですけど、たまたま地震か何かで落ちて、それが故障したという形のものに関しては、ある程度考えてくれるという形なんですけれども、あれをひっぽ投げて壊すような人はいないと思うんです、実際のところ。そんなもんで、じゃあそういう格好で通常で使っておいて、何かの関係で落ちたときには大丈夫ですと、1万8,000円は別に必要ないですよという形のを今度周知したいと思います。ありがとうございました。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 災害時におけるこの情報というのは、最大の武器になりますね。その中の1つのシステムとして、現在、自主防災等との行政との連絡というのはほとんど無線であるという部分で対応しております。

もう一つの有力な情報手段が、これはデジタル無線になるかと思いますが、実は従来のアナログからデジタルに、新しく新システムという時期にかかっているわけですね。その中で皆さんがいろいろ危惧する課題が出ております。私も幾つか、何人かに、来たんだけど、音が出ないよ、ザーザーという、そういった個々の問題も受けておりますけれども、実は私自身もちょっと不案内でして、ということは、議員の皆様もこのデジタルの扱いについての体系がもう一つ分かっていないような気がいたします。

よって、常時はどういう維持管理が誰がやっていくのか、外部への維持管理の委託状況。災害時に何らかの不都合が起きた場合はどうするのか、誰が責任を持って対応するのか。それから、これも各地域に議員皆さん散らばっておりますから、地域で対応力ができるという部分への補足と申しますか、そういう意味合いでお願いしたいところでございますけれども。

もう一つ、127か所のこれ支柱ができるんだらうと思うんですけれども、これ、やはりこのデジタル無線に限らず、有線、ケーブルネット等も課題になっておりまして、東電もそうですが、電柱絡みの柱についての維持補修、それから備付けの場所そのものもそうですが、民有地であったり、公地という問題出てきますよね。その辺の課題もあるんだらうと思います。

よって、どうでしょうか、体系化した冊子みたいなものは防災課のほうでは、議員が一目で把握できるようなシステムの説明書というのは作ってございませんでしょうか。もしあれでしたら、また作っていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 説明書というのは、そのデジタルの子局の説明書ということでしょうか。

〔発言する者あり〕

防災安全課長（土屋 出君） では、その辺については書類をまとめておきたいと思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 議案説明資料の 1 ページ（ 2 ）についてでございます。国立公園以外の子局等への塗装の追加ということで、景観に配慮するまちづくりを進める下田市といたしましては、当然、当初からこの 127 本への塗装といった配慮が必要だったのかなと思っておりますが、どのタイミングでこの国立公園以外の子局への塗装を意思決定されたか、確認させていただきたいと思っております。

あと、細かな数字については、また補正予算のほうのお話になると思いますが、この塗装自体が緊急防災・減災事業債の起債対象の事業経費となるかどうかについて確認させていただきたいと思っております。仮に過剰投資という形でこれが起債の対象にならないとなりますと、事業費自体は減額となりますが、単費の負担が増えることも可能性がございますので、起債対象の事業経費になるかどうかの確認をお願いしたいと思っております。

また、委員会等には、そういった財源の部分についても新旧対照表という形で御提出をいただければと思っております。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） まず塗装の点についてですけれども、工事を発注しまして、業者が国立公園の申請とか、あと景観審議会の申請をすることで経費を見ていました。国立公園のほうにつきましては申請をして、一応、この色でということ許可をいただきました。景観審議会のほうには景観について提出したほうがいいたろうかということ聞きましてけれども、審議会の委員から、提出するまでもなく、景観に配慮した形でやっただけであればいいということで、国立公園と色を同じにした形で焦げ茶色に配色させていただいたということでございます。

それから、デジタル防災無線につきましては、約3億7,850万円、これは県の地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業、昨年度、イエローゾーンに、津波災害警戒区域に入ったことで上乗せをしていただいて県費を頂いています。それから、緊防債の関係ですけれども、これは、このデジタル無線の整備は緊防債100%対象になりますので、塗装の部分もこれを使います。残りの部分は緊防債でやりましたけれども、端数の8万円ほどは単費になっていますけれども、基本的には緊防債が100%使えるという形になっております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 追加塗装をするという、すみません、意思決定のほうで、この令和元年9月の契約以降に審議会からの答申により追加で事業費にプラスされたという認識でよろしいか、確認で質問させていただきます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 業者と市のほうで当然変更になる場合は変更協議書を交わしますので、契約をした後に変更が出てきた場合は変更協議書で協議をして決めるという形になります。金額については、工事完了までに変更すればいいという形になっていますので、それにのっとって行っているところでございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第3号 令和元年度（債務負担）デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第4号～議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第4号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について、議第5号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第6号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更について、以上3件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） それでは、議第4号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について、議第5号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第6号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更についてを一括で御説明させていただきます。

最初に、議第4号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について、御説明をさせていただきます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

令和2年7月20日、議第37号で議決いただきました令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（建築）請負契約の締結についての一部を変更したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の増額のためでございます。

契約金額の一部変更につきましては、契約金額13億900万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億1,900万円）を617万1,000円増額いたしまして、契約金額を13億1,517万

1,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億1,956万1,000円）に改めるものでございます。

続きまして、主な変更内容について御説明させていただきます。

変更内容につきましては、議案説明資料3ページ、4ページを御覧ください。

1点目は、増築棟工事における岩盤掘削工事の追加でございまして、図面左側の丸で囲った増築棟工事において岩盤層が想定より浅かったため、赤色で示した基礎部分の岩盤掘削工事が必要となったものです。

2点目は、新体育館工事における岩盤掘削工事の追加で、図面右側の丸で囲った新体育館工事において岩盤層が想定より浅かったため、赤色で示した基礎部分の岩盤掘削工事が必要となったものです。

3点目は、増築棟工事における家具工事の見直しで、増築棟1階図書室の使用方法検討により、中学校の既存の書架、戸棚を利用することとし、低書架3か所及び戸棚7か所を減としたものです。

続きまして、事業費の変更につて御説明します。

1点目に申し上げました、増築棟工事の岩盤掘削工事の増加分が250万円、2点目の新体育館工事の岩盤掘削工事の増加分が100万円、3点目の家具工事の見直しの減額分が100万円、これにその他変更、諸経費等を増額し、工事価格は増額569万3,000円となり、当初契約の請負比率（0.985479）を掛けて561万円、さらに消費税を加えた金額617万1,000円の増額変更となっています。

続きまして、議第5号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について説明させていただきます。

議案件名簿の4ページをお願いいたします。

令和2年7月20日、議第38号で議決いただきました令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部を変更したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の増額のためでございます。

契約金額の一部変更につきましては、契約金額2億1,835万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,985万円）を628万5,400円増額いたしまして、契約金額を2億2,463万

5,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,042万1,400円）に改めるものでございます。

続きまして、主な変更内容について御説明させていただきます。

議案説明資料5ページ、6ページを御覧ください。

1点目は、屋外給水設備工事における岩盤掘削工事の追加でございまして、図面左側と中央の丸で囲って示した2か所において、岩盤層が想定より浅かったため、給水管埋設に係る岩盤掘削工事が必要となったものです。

2点目は、屋外排水工事における岩盤掘削工事の追加で、図面にお示した3か所において、岩盤層が想定より浅かったため、排水管埋設に係る岩盤掘削工事が必要となったものです。

続きまして、事業費の変更について御説明いたします。

1点目に申し上げました、屋外給水設備工事の増加分が100万円、2点目の屋外排水設備工事の増加分が150万円、これにその他変更、諸経費等を増額し、工事価格は増額577万円となり、当初契約の請負比率（0.990381）を掛けて、571万4,000円、さらに消費税を加えた金額628万5,400円の増額変更となっています。

続きまして、議第6号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更について御説明させていただきます。

議案件名簿の5ページをお願いいたします。

令和2年7月20日、議第39号で議決いただきました令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部を変更したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の増額のためでございます。

契約金額の一部変更につきましては、契約金額2億7,830万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,530万円）を432万5,200円増額いたしまして、契約金額を2億8,262万5,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,569万3,200円）に改めるものでございます。

続きまして、主な変更内容について御説明させていただきます。

議案説明資料7ページ、8ページを御覧ください。

変更内容は、情報通信設備の仕様変更及び追加で、LANケーブル変更のうち、仕様の変

更は、当初設計の段階ではG I G Aスクール構想による整備は予定していなかったため、G I G Aスクール構想の規定により指定された性能を持つL A Nケーブルに変更が必要となったものです。また、延長860メートルの追加は、生徒学習用、校務用ともに、データセンターを経由してインターネットに接続する形式としていましたが、生徒が一斉に各自の端末からインターネットにアクセスした場合でも不安定な通信で授業の進行を妨げることがないよう、生徒学習用については、データセンターを経由せずに接続する系統を設けることとしたものでございます。

8ページの図面は校舎1階部分のものでございます。赤色部分が変更箇所となるものでございます。

続きまして、事業費の変更について御説明いたします。

L A Nケーブルの変更部分が約100万円、これにその他変更、諸経費等を増額し、工事価格は増額約402万円となり、当初契約の請負比率(0.97822)を掛けて、393万2,000円、さらに消費税を加えた432万5,200円の増額変更となっております。

次に、本日議席に配付させていただきました追加説明資料を御覧ください。

令和2年度当初予算18億3,328万円の債務負担でございました。

入札を行い、令和2年7月臨時会において建築・機械設備・電気設備の各契約の議決をいただき、契約額合計18億565万円となり、今回、工事額が増額となり、合計18億2,243万1,600円の契約変更となったものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第4号 令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更について、議第5号 令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(機械設備)請負契約の締結についての一部変更について、議第6号 令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(電気設備)請負契約の締結についての一部変更についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(小泉孝敬君) 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についてに対する質疑を許します。

2番 中村 敦君。

2番(中村 敦君) 掘ってみたら岩盤が浅かったということですから、そんなことで

いいのでしょうか。建物を建てるには、当然に地盤の調査をしているはずでございます。どの程度の基礎を打てばいいのかと。それを掘ってみたら浅かったということで増額。それでは設計管理が、業者は何をしていたのかということになると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 事前の調査につきましては、新体育館部分については5か所、増築棟部分については1か所の調査をしております。実際に掘削してみたところ、増築棟のほう側については想定よりも1.5メートルほど上に岩盤が出てしまったと。体育館のほうは1メートルほど浅く岩盤が出てしまったというような状況になってしまったということでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ちょっとよく分からないんですが、その想定じゃなくて、調査をしているわけですから、想定じゃなくて、岩盤は何メートル下にあるということを当然に調査した上で工事にかかると思うんですけども、なぜ想定になってしまうのでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） すみません、実際の調査のものがこれぐらいのものでやっているとところで、まずそこでやってみたんですけども、実際5か所、中央と四隅、体育館の部分は、に近い部分で調査をしたんですけども、そこでの調査結果より、その1.5メートルなり、1メートルなりの部分で、実際掘ってみたら出てしまったという結果でございます。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、通常、建物も橋梁等の土木構造物もそうなんですけれども、当然設計の段階に当たって事前の地質調査を行います。ただ、この調査、面的に行うわけではなく、その範囲の中で選択した何点かを、今、学校教育課長から話があったとおり、これぐらいの大きさの穴を掘って調査します。その調査地点と調査地点の間は推定で、そういう1メートル、2メートルずれただけでも、穴を掘ったピンポイントの部分の岩盤の深さは調査で分かるんですけども、その1メートル横とか、2メートル横は、もう穴と穴との間は推定するしかないので、こういった工事でも、この変更、建築工事で一番変更が起りやすいのはこういう地盤の調査と、想定と、その実際の違いというのはよくあることで

す。御理解いただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 資料の4ページの表を見ますと、掘削時に岩盤掘削を施工した箇所ということで赤く塗ってあるところがそうかと思いますが、そうしますと、ここに1については120立米、土砂の掘削をします。それから新体育館のところでは67立米等の数字が記載されているわけですが、どういう種類の1つは岩質なのかと。あそこはその前に認定こども園も造っておりますし、白山と言われるような、白土が出る地域だと思うんですけども、岩盤の種類はどのような種類のものなのかと。

それから、この掘削量は120と67できっちり間に合うのかと。さらにこういう形で次々分からないところがあって、契約が増額変更されるんだよと、こういうことであってはいけないと思いますので、そういう事態にはならないと。これがこれで終わりですよと。これ以上の増額変更というのはいないんですよと。こういうことが言えるのかどうなのか。さらに増額変更が必要だとすれば、どういう点があるのかという点が分かれば、明らかにしていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 岩質については、申し訳ございません、把握を今、していないところでございます、自分のほうで今。

今後の増額等の見込みというところですが、今後、まだ外構の工事等も残っていますので、同様に岩盤の関係での変更もあり得ないとは言えないと。

あと、まだ校舎、これからまだ、今、校舎のほうも第1工区、第2工区が、第2工区のほうが3月までということで、これからまだ第3工区、第4工区と進めていくと。新体育館もこれから本格的になっていくというところで、増額がないという形では言い切れないというところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 岩質についてなんですが、下田においては、いわゆる設計上は軟岩、硬岩ってあります。軟岩1、2とあって、次、硬岩という形で、下田においてはほぼほぼ軟岩です。下田富士の切捨て場ですか、あそこがいわゆる硬岩質というふうに言われていて、ほぼほぼ軟岩質であるので、それはまた改めて確認はさせますが、軟岩だというふ

うに推定しております。ある程度、たたいて壊れるものは軟岩、その程度の岩です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） やはり中学校を建設するに当たって、工事ごとに変更契約が出てくるといような形のものというのは、なるだけ避けていただいて、全体を見通して幾らの金額でできるんだと、こういうような一般論としては、そうでないと契約しても、最終的に幾らになるのと、こういうことになってこようかと思うんですが、そこら辺の見解はどのようにお考えになっているのかと、こういう大きな建設は、施工ごとに増額していっても仕方がないもんだと、こういう具合に一般論として言えるのかどうなのか含めて、当局の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 今回のケースはあくまでも岩盤推定で、逆の場合もございません。推定を逆に浅くしていたら出てこなくて減額になる場合もあります。そのあくまでも推定ですので、掘ってみなきゃ分からないものは、今回は増額でしたけれども、減額になる場合もあるし、今回の変更内容については、一般の工事上、いたし方ないものでございます。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 岩盤の関係は実際掘ってみなければ分からないというところがございますが、今後も現場を精査によるものとか、学校との協議、使い勝手とかの協議によって若干の変更は想定されるものと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 一応、私も技術屋なもんですから、ちょっと申し上げます。

こうした当初設計に対して、設計変更で増額をするといったことは、もちろん往々にしてあることなんですけど、これは請け負った事業者が、それによって絶対に損しないようにということで、事業者のほうが必要かどうかを私どものほうに提案といたしまししょうか、報告するわけです。これに対して、こちらは必ずしも言いなりにならないで、しっかりとそれを精査して、それが適切であるかどうかを判断する。そのためには、インハウスのエンジニア、つまり役所の中に技術屋が必要になります。今回の学校教育課にも実は建築の関係の技師が配置されておりますけれども、この岩盤云々というのは、どちかという土木的なことになります。ですから、こういった意味では、オール市役所で、その技術的な支援を建設課なりがするとか、そうしたことが必要であったかなというふうに今、反省しています。

今後、そういった意味では、しっかりと工事変更において技術的な面からの審査を慎重に行う、そうして支出の今後の増大を抑制していくように配慮してまいります。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 今、市長おっしゃいましたけれども、核心的な問題だと思います。常々、私どもも苦い思いをしてまいりまして、昨今では認定こども園の問題、あれが相当予算をオーバーしたと。3年前、給食センターがある、あれも2倍近いものに来たという中で、我々自身も素人ながら心配するわけです。今度は何だという部分で、現に校舎の問題が23億円絡みで動いているわけですが、早速こういう増額がもう出てきたという部分で、またかという思いです、正直申しまして。

これを考えますと、じゃあ新庁舎は何だと、40億円もいくという中で、地盤は掘ってみなきゃ分からないというレベルの話をしていって、じゃあこれが4億円上積みになるのか、8億円上積みになるのか分かりませんという部分につながっていくような聞こえ方をしたんですが、私は違うと思います。こんなレベルの技術的な浅い問題じゃないと思いますよ。市長、御存じでしょうけども、特にもう30メートル、40メートルをセンサーによって察知する技術というのはどうにできているわけです。東京なんか当たり前じゃないですか。そういったものはありませんとか、2メートルが見えないとか、3メートルが見えないとか、こういうレベルの話ではなくて。

学校教育課の中の技術の方、いらっしゃいますけれども、私もお話ししました。早速、去年の夏でしたか、岩盤が出そうだというお話、もうその当時から私も聞いております。早速ここに増額になってきたわけです。金額的には増額がどれくらいになるか分かりませんねという話でしたけれども、市長、今おっしゃいましたように、下田市の中で技術職がどんどん減っているという部分で、今後もさらにインフラ整備、新規建築等が次々やってまいります。中で、またまたこういう疑心暗鬼な契約と工事の進行が行われますと、なかなか私どもも少し賛成がしかねる部分がある、出てくると思います。

よって、今おっしゃったように、学校教育課の中だけで対応する問題ではなくて、建設課にも投げてみたり、検査課もあるんですから、縦横無尽な技術力を使うという部分への体制づくりが当然もう最低限必要な部分なんですよ。いや、それをやったところで、下田市は足りないと思いますよ。周辺の市町も足りないです。これは県も言っていることで、危惧して

いることなんです、その辺の技術職の対応についても、おいおいまた話し合っていかなければならないものだと思いますけれども、今回、ぜひこれを機会に、市長、リードしていただいて、技術的な問題で、契約したものは1,000万円のできる、うちは1,000万円のできるという安心した財政の使い方にしていただきたいと思います。これ要望になりますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 地方公共団体の設計変更、変更契約について、議員の皆さん、よくお分かりでないんで、ちょっと1つだけ確認します。

毎回毎回、変更が出てきます。これだけの大きい工事で変更が出てこないなんてことはあり得ない。岩盤が少しでも違えば違う。そのとおりに出してくるのが誠に正直な話です。この変更についての協議のやり取りは、毎回毎回、議会を開いてやるということは現実的には無理な話であって、実際としては変更協議、協議書の指示書、やり取り、それで処理しているのか、この辺の契約の考え方を伺います。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 滝内議員のおっしゃるとおり、指示書、協議書、協議書、指示書という形でやり取りをしているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

7番（滝内久生君） 民間ではありませんので、少し変わったという形のもは正確に工事の変更契約をしなければなりません。その辺を民間の工事と公共団体の発注する工事、いろいろな規則がありますので、その辺はしっかりやっているということで、私は大変評価しています。当たり前の話です。これが1,000万円契約したら、1,000万円やればいい、そんな井勘定をやられたら困りますので、今後とも気をつけてやってください。

終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 今ちょっと滝内議員のほうから工事の話をしてありましたけれども、調査にどれだけ、正確な岩盤の要するに数量を出すにはどれだけの調査がかかるかと、そ

うということも踏まえて考えたほうがいいと思います。調査費に無駄な要するに金使うよりも、出たところ勝負のほうがまだましですよ。例えば、1立米しか出ないかも分からない、2立米しか出ないかも分からない、そういうことですよ、正確にやろうと言うんなら。その調査費がじゃあ幾らかかるのか、そういうことですね。

ですから、そういうことを考えれば、そういうことも考えながら、変更というものはあるわけだし、工事費というものはあるんだと思います。

それで、それとはちょっと違いますけれども、1つは、岩盤の単価を見ますと、まず議第5号のほうは、30立米で100万円の増額、50立米で150万円の増額、約3万円ですよ。議第4号は、120立米で250万円、67立米で100万円と、大体、ちょっと単価が大分違うわけですね。こういうところは本来疑問を持つところだと思うんですけども。

また、先ほど統合政策課長のほうから軟岩だと、恐らく軟岩でしょうと。恐らくそれは軟岩でしょう、あの周りの周辺見れば、白い岩ですよ。その単価からして、私の経験からすると、3万円というのは少し、例えば溝掘りですよ、管か何かをやっている5号のほうは、それでも3万円の処理というのは高いかなと。これ、もう一つのほうが1万5,000円から2万円ぐらいする。これもちょっと高いかなとは思ったんですが、当然、検査室のチェックを受けているんだろうと思いますけれども、ちょっとそんな疑問はありました。

そういうことを考えれば、全体の十何億円の中の600万円ですか、いわゆる軽微な変更の範囲で、これが何千万円とかという大きな金になってきますと、どんな事業でも重要変更というような話になるんですけども、そういう工事については、流れとしてはそういう流れの中で処理していく話なので、あまり疑問は持たないんですけども、私もずっとこういう工事をやってきておりますんでね。だから逆に言えば、これから今のことを増えた、増えたと言うと、逆に岩盤推定をでかく見て減額というやり方は、それはできるんですよ。そうすると当初予算から大きく取っていかなきゃならないんで、そういうことはどちらがいいか悪いかということを考えれば、要するにそういうことだろうと思います。ですから重要変更であれば、それなりの話にはなるかと思えますけれども、軽微な変更については、とかくあることだというふうに思います。

そういう面では、設計委託含めて、調査費にどれだけ金かけるかということ、かければかけるほど正確になってくるけど、それが意味があるかということだろうと思います。

ただ、今言うもう一つのほうの岩盤に対しての単価については、多分、今答えられないと思いますけれども、ちょっと高いかなという疑問は持っています。ただ、そういう手続は検

査室のチェックも受けていることでしょうかから、公共単価としてきちんと精査した中での単価だと思いますけれども、疑問を持っていますので、終わった後でも少しお話ししていただければというふうに思います。

以上でございます。お答えは結構です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第4号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり決することに決定いたしました。

ここで休憩をしたいと思います。1時10分まで休憩といたします。

午後 0時 3分休憩

午後 1時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、議第5号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更についてに対する質疑を許します。

質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第5号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり決することに決定いたしました。

次に、議第6号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更についてに対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） LANケーブルを860メートルですか、延長するんだという、こういう変更内容に伴う432万5,200円の増の内容でございますが、このような形にすると、具体的にしない場合にはどういう弊害が起きて、した場合にはどういような利便性が具体的に出てくるのか、一定の説明をいただきましたけれども、さらにそのほか考えられることがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

それから、このような気づきというんでしょうか、変更がどの時点で、やはり出てきたのかと。当初の設計の段階で、それらのものが気づかなかったといいますか、こうしなければというようなことにならぬ経過というんでしょうか、どういう指摘やどういことがあって、

こういうことに、これが一番いいんだということになったのか、そこら辺の御説明を、いただいたとは思いますが、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） まず、LANケーブルの変更の件でございます。仕様の変更につきましては、ここに記載してあるカテゴリ－6とカテゴリ－6Aの違いといたしますと、通信速度がカテゴリ－6に比べ、6Aは約10倍の速さになるというものでございます。このカテゴリ－6以上を使うというのが、GIGAスクール構想で定められた基準に適合するものということになります。

それから、ケーブルの延長については、データセンター方式を当初予定していましたが、それですと一度に生徒がインターネットに接続しようとしたときに、そこに集中してしまっ  
て、どうしても速度が遅くなってしまうという弊害があります。それを解消するために、直接インターネットのほうに接続できるような形に変更をしたものでございます。

あと、変更については、GIGAスクール構想によりタブレット端末の導入や校内LANの整備を今年度の補正でお願いしたかと思えます。その時点では、もう設計できていたものですから、その後に対応しなければいけないというところで、今回変更で上げさせていただいたという形でございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） GIGAスクールの規定に合うためには6Aというような仕組みにしなきゃならないという内容は分かりました。そうしますと、これ実際に運用してみまして、もっと質を上げなければパンクしてしまうよといいますが、そういう心配はないのか、ここまでやれば十分学校で使用に耐えるものなのか、そこら辺の判断はどのようにされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど頂いた、この議第4、5、6の追加資料を頂きましたけれども、この数字とこの第6号の、4号、5号も関わるかもしれませんけれども、数字の関連性というのを併せて御説明いただくとありがたいと思いますけれども、お願いします。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） まず、この仕様でこの先、大丈夫なのかというような御質問でございます。この6Aのケーブルというのは、現在の通常の使用方法ですと、カテゴリ－6のケーブルでも使用には耐えるところでありましてけれども、これからどんどん画像を使っ

たものとか、そういうインターネットに接続して動画を見るとか、そういったような使用も多くなると。それにはこの先でも十分に対応できるということで、この6Aのケーブルというのを選定しているところでございます。

それから、この変更の金額、こちらに記載されている金額との関連性ということで、電気設備のところの一番右側を御覧いただいて、電気設備のところの令和2年度、3年度の合計がこの変更後の金額に当たるものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） G I G Aスクール構想対応ということで、G I G Aスクール、端末が1人1台なので、各教室で20台、30台の端末になると思います。これ見る限りは、W i - F i環境についてのちょっとあれが見えないんですけども、各教室にジャックが1つつきますけれども、そこからハブで二、三十台広げるのか、そしたら、その予算はここにはちょっと見えないし、各教室にL A Nを飛ばすのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 現在は各教室にアクセスポイントを設けて、各生徒がそこにアクセスするような形で、この各教室に引き込まれているところに、そういうものを設置するという形でございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） という、その分の機器、親機、子機云々については、ここの工事の予算じゃなくて、別のところに入っているという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） ちょっと図面小さくて見にくいのですが、各教室に引き込まれているところで、アクセスポイントというところがございます。その分の費用もこの工事費の中に含まれているものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第6号 令和2年度（債務負担）下田中学校整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり決することに決定いたしました。

#### 議第7号～議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）、議第8号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第9号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第12号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（日吉由起美君） それでは、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）から、議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）について御説明申し上げます。

3月の補正予算の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出の調整が主な要因でございますが、ふるさと納税による基金積立金の調整、併せて地方債の追加変更、繰越明許費を計上するところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下田市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,662万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億8,514万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、第1項債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正 1追加」による。第2項債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるというもので、8ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、令和3年度当初予算に計上予定の工事費で、継続して工事を行うため、ゼロ債務として計上いたしました。

事項は、ワーケーション拠点施設整備工事、期間は、令和2年度から令和3年度まで、限度額は、事業予定額400万円の範囲内でワーケーション拠点施設整備工事に係る契約を令和2年度において締結し、令和3年度において支払うもの。

9ページ、変更は1件で、下田中学校整備工事は、事業予定額に変更はなく、年度割り額を変更するもので、令和2年度予算計上額8億6,843万円から796万8,000円減額し、令和3年度において796万8,000円増額し、9億7,281万8,000円を支払うものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただき、第3条は、地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は「第3表 地方債補正 1追加」による。第2項地方債の変更は「第3表 地方債補正 2変更」によるというもので、補正予算書の10ページをお開きください。

地方債の追加は1件で、起債の目的は減収補填債、限度額は6,950万円、起債の方法、利

率、償還の方法は記載のとおりでございます。

減収補填債制度は、景気の変動に影響されやすい市民税の法人税割等、普通交付税の基準財政収入額と実績額との差額を地方債として発行できる制度でございます。

令和2年度は、従来の制度に加え、特例措置として新型コロナウイルス感染症により特に大幅な減収が生じる消費・流通に係る対象の7税目、地方消費税、市たばこ税等の税目を追加し、減収補填債を発行できるようにしたものでございまして、従来分に加えまして、この制度により総額6,950万円を発行するものでございます。

11ページから14ページを御覧ください。

地方債の変更は、16件でございます。

今回の地方債の変更は、事業費の確定による起債対象額の変更とともに、過疎対策事業債が追加で発行可能となり、事業債として予算措置した事業から振り替えるものでございます。

1件目は、鉄道施設総合安全対策事業で、限度額240万円を過疎債に振り替えるもの。

2件目は、デジタル同報系防災行政無線整備事業で、限度額4億7,430万円を3億9,190万円に変更するもので、事業費の確定によるもの。

3件目は、街なみ環境整備事業で、限度額560万円を過疎債に振り替えるもの。

4件目は、市営住宅改修事業で、限度額600万円を570万円に変更するもので、事業費の確定によるもの。

5件目は、第2分団第4部詰所建設事業で、限度額360万円を過疎債に振り替えるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

6件目は、下田市統合中学校建設事業で、限度額4億7,180万円を4億3,180万円に変更するもので、一部過疎債に振り替えるもの。

7件目は、中学校情報通信環境整備事業で、限度額490万円を420万円に、8件目は、中公民館解体事業で、限度額2,700万円を2,520万円に、9件目は、小学校情報通信環境整備事業で、限度額3,810万円を3,240万円に変更するもので、いずれも事業費の確定によるもの。

10件目は、稲生沢小学校空調設備改修事業で、限度額410万円を過疎債に振り替えるもの。

11件目は、過疎対策事業債で、今回2次配分により1億4,970万円の増額をするもの。

12件目は、過疎地域自立促進特別事業債は、事業費の確定によるもの。

13件目は、ワーケーション拠点施設整備事業で、限度額8,410万円を過疎債に振り替えるもの。

14件目から13ページ、16件目までは、公共河川・道路橋梁施設、単独林用施設、単独河

川・道路橋梁施設等に係る災害復旧事業における減額でございますが、いずれも事業費の確定によるものでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

補正予算書の1ページにお戻りください。

第4条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第4表 繰越明許費」によるというもので、補正予算書の15ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は3件で、1件目は、2款総務費、1項総務管理費、公共交通推進事業で、金額は249万円、鉄道施設総合安全対策事業費補助金。

2件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業で、金額は5,110万円、ゆのもと橋耐震補強工事。

3件目は、6款商工費、2項観光費、伊豆半島ジオパーク推進整備事業は1,200万円で、須崎公衆トイレ建設工事でございますが、いずれも年度内に完了する見込みがつかないため、繰越しをさせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、補正予算の概要で御説明させていただきます。

まずは、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、15款2項1目6節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,066万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国の第3次配分額として追加交付されるもの、16款2項1目1節県費・結婚新生活支援事業費補助金30万円の増額は、件数の増によるもの、18款1項2目1節総務費寄附金1,260万円の減額は、本年度の寄附見込額によるもの、19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金2,030万円の減額は、充当事業費の確定に伴う同基金繰入金の減、21款5項5目19節雑入63万6,000円の減額は、交付額の決定によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

総務課関係、15款2項1目2節国庫・特別定額給付金給付費2,934万4,000円の減額は、特別定額給付金の給付が終了し、事務費・事業費を精算するもの、22款1項1目1節総務債240万円の減額から、6ページ、7ページ、同13目1節減収補填債6,950万円の増額までの合計2,150万円の減額は、先ほど地方債の補正で申し上げました、事業費の確定及び過疎債への振替によるものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

防災安全課関係、16款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金4,637万8,000円の減額は、事業費の確定に伴う交付金の減、18款 1 項 2 目 1 節総務費寄附金80万円の増額は、防災基金（ふるさと納税分）への寄附金の増、21款 5 項 5 目 9 節消防団員等損害補償費受入金 3 万8,000円の増額は、補償基礎額の改正によるもの、同19節雑入44万6,000円の減額は、消防団の装備品等購入の事業費確定に伴う助成金の減でございます。

福祉事務所関係、18款 1 項 3 目 1 節社会福祉費寄附金760万円の増額及び同 2 節児童福祉費寄附金210万円の増額は、両基金への寄附金の増によるもの、19款 2 項 1 目 6 節子育て支援基金繰入金250万円の減は、充当事業費の減に伴う同基金繰入金の減でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

市民保健課関係、15款 2 項 2 目 4 節国庫・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金19万6,000円の増額は、後期高齢者医療システム改修繰出金に対する補助金の追加、19款 1 項 3 目 1 節介護保険特別会計繰入金18万8,000円の増額は、介護会計から保険者機能強化交付金を繰り入れるもの。

環境対策課関係、15款 2 項 3 目 2 節国庫・循環型社会形成推進交付金64万1,000円の減額、16款 2 項 3 目 2 節県費・環境対策費補助金72万1,000円の減額及び19款 1 項 5 目 1 節水道事業会計繰入金34万6,000円の減額は、浄化槽設置整備事業に係る対象事業費の精算でございます。

産業振興課関係、16款 2 項 4 目 1 節県費・農業費補助金33万1,000円の減額及び同 2 節県費・林業費補助金 2 万8,000円の減額は、補助金額の確定によるもの、17款 2 項 1 目 2 節その他不動産売却収入26万円の増額は、市営分収林で間伐した木材の売払い代でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

建設課関係、13款 1 項 1 目 1 節住宅費分担金58万1,000円の増額は、事業費の変更によるもの、15款 1 項 3 目 2 節国庫・土木施設災害復旧費負担金723万3,000円の減額は、災害復旧事業費の確定によるもの、同 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金は、補正額はゼロ円でございますが、事業内容の変更に伴い項目を振り替えるものでございます。

学校教育課関係、15款 1 項 2 目 1 節国庫・中学校費負担金1,652万4,000円の増額は、下田中学校整備工事に対する補助金の増、同 2 項 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金61万7,000円の減額は、放課後児童クラブ事業費の減に伴うもの、同 6 目 1 節国庫・小学校費補助金280万円の増額及び同 6 目 2 節国庫・中学校費補助金246万7,000円のうち、160万円の増額は、

学校保健特別対策事業費補助金として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校の衛生用品等購入に対する補助金を受け入れるもの、その他は、補助金等の交付決定によるもの、16款2項2目3節県費・児童福祉費補助金61万7,000円の減額は、放課後児童クラブ事業費の減に伴うもの、18款1項7目1節教育費寄附金310万円の増額は、教育振興基金及び奨学振興基金への寄附金の増、19款2項1目13節学校施設整備基金繰入金2,000万円の減額は、下田中学校整備工事に係る国庫負担金・補助金の増額及び事業費の減に伴い、基金からの繰入額を減額するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございます。

統合政策課関係、2款1項8目0240地域振興事業60万円の増額は、件数の増加に伴い、補助金を増額するもの、同16目0225新庁舎等建設推進事業858万8,000円の減額は、新庁舎建設設計管理等業務委託（債務）において、建設工事の延期に伴い、委託料を精査するもの、同21目0405ふるさと応援基金693万円の減額は、ふるさと寄附見込額により基金積立金を減額するもの。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務96万円の減額は、会計年度任用職員の報酬等の不用額、同23目0440特別定額給付金給付事務1,914万4,000円の減額及び同0445特別定額給付金給付事業1,020万円の減額は、給付事業終了に伴う不用額、同9項1目0910電算処理総務事業270万6,000円の減額は、補正内容等欄に記載のとおり委託料の不用額、12款1項1目予備費1億4,998万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業6万円の増額は、静岡県交通安全指導員設置費負担金、同8項1目0860防災対策総務事務810万5,000円の減額は、補正内容等欄に記載のとおり事業費確定による不用額、同0865デジタル同報系防災行政無線整備事業1億2,408万4,000円の減額は、デジタル同報系防災行政無線整備工事の契約額の確定による減、同2目0895防災基金44万円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務666万1,000円の減額は、下田地区消防組合負担金の減額、同2目5810消防団活動推進事業47万5,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおりで、遺族補償年金の増額は改定によるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項6目1150ほのぼの福祉基金463万円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、同2項3目1300総合福祉会館管理運営事業150万円の減額は、事業費確定

による不用額、同3項1目1455子育て支援対策事業255万2,000円の減額は、子育て支援アプリ改修が不要となったため減額するもの、同10目1730子育て支援基金115万5,000円の増額は、寄附金増による基金積立金の増でございます。

市民保健課関係、3款2項8目1430在宅高齢者支援事業39万2,000円の減額は、事業不用額、同8項1目1950介護保険会計繰出金89万4,000円の減額及び同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金332万2,000円の減額は、いずれも特別会計繰出金の減、4款1項1目2000保健衛生総務事務119万9,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の増でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務238万円の減額のうち、3万円の減額及び同5目2381環境衛生事業3万2,000円の減額は、入札差金、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託（債務）の減額は、業務内容を見直したものの、同2384浄化槽設置整備事業231万4,000円の減額は、浄化槽設置事業補助金、同4項1目2410水道事業会計繰出金811万7,000円の減額は、水道事業で行った配水池耐震診断調査事業及び新型コロナウイルス感染症の影響軽減のため、水道料の免除等の額の確定により、繰出金を精算するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

産業振興課関係、2款1項9目0246移住・交流居住推進事業80万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談会を取りやめたもの、5款1項3目3101中山間地域等直接支払事業44万2,000円の減額は、事業費の確定、同3104オリーブのまちづくり事業315万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり事業を見直したものの、同5目3250基幹集落センター管理運営事業36万6,000円の減額は、入札差金、同2項1目3353有害鳥獣対策事業15万5,000円の増額は、講師謝礼は事業見合わせによる不用額、補助金の増は、捕獲頭数の増のため、同2目3400市営分収林事業2,310万7,000円の減額は、庁舎建設事業の延期により事業費を変更したものの、同3目3450保健休養林管理事業8万円の減額から6款1項2目4052企業誘致推進事業97万5,000円の減額は、いずれも事業費の確定等による不用額。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業132万5,000円の減額、同4252広域観光推進事業10万円の減額、同4253世界一の海づくり事業386万4,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となったもの、また事業費が減額となったもの、同3目4350観光施設管理総務事務186万5,000円の減額は、浄化槽保守点検等業務委託は入札差金、また、はまぼうロード産業廃棄物収集・運搬処分業務委託は、修繕に伴う廃棄物の処理費用、同4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業40万1,000円の減額は、不用額、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業73万4,000円の増額は、新

型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休館した、外ヶ岡交流館の指定管理料について、収入減分をリスク分担分として支払うもの。

20ページ、21ページをお開きください。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業77万8,000円の減額は、道路用地購入費の減、同3目4605県単道路整備事業負担事務104万円の減額は、県負担金額の確定によるもの、同5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業700万円の減額は、旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業執行できなかったもの、市道大川端通線周辺設計業務委託は、県との事業調整の上、来年度以降の実施としたため、同3目5200県営街路事業負担事務327万8,000円の減額は、県負担金額の確定によるもの、同4目5250都市公園維持管理事業638万5,000円の増額は、浄化槽保守点検等業務委託は入札差金、敷根公園指定管理料（リスク分担分）の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの、同7項1目5600市営住宅維持管理事業28万8,000円の減額は、事業完了による不用額、同3目5630急傾斜地対策事業386万2,000円の増額は、県事業費の変更によるもの、10款2項2目7362公共道路橋梁施設災害復旧事業（7月17日災）1,144万8,000円の減及び同6目7527単独排水路災害復旧事業（7月17日災）1,000円の減額は、事業費の確定による減額でございます。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業24万8,000円の増額は、民間保育所に対する補助金の増、同6目1452放課後児童対策事業206万3,000円の減額は、利用者の減による不用額、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務50万円の減額は、事業中止による不用額、同3目6020奨学振興事業、補正額はゼロ円でございますが、補助金額の増減によるもの、同5目6040教育振興基金126万5,000円の増額及び同6目6045奨学振興基金44万円の増額は、寄附金増による基金積立金の増、同8目6048学校情報通信環境整備事業296万2,000円の減額は、小中学校の教育用端末整備等の事業費の見込みによるもの、同2項1目6050小学校管理事業255万2,000円の増額、同3項1目6150中学校管理事業177万6,000円の増額及び同2目6190中学校教育振興事業2万4,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおりでございますが、消耗品等の（教育活動継続支援分）は、国の3次補正に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、衛生用品や備品等の購入を行うもの、同6191生徒援護事業116万6,000円の減額は、不用額、同3目6196中学校再編整備事業936万7,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり。

22ページ、23ページをお開きください。

生涯学習課関係、9款5項5目6550公民館管理運営事業55万1,000円の減額は、事業費確定等に伴う減額、同7目6650市史編さん事業176万円の減額は、刊行予定の図説年表の作成が遅れているため、同6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業6万7,000円の減額は、事業費の見込みに伴う減額、同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業74万5,000円の減額は、大ホール天井改修基本計画策定業務の確定に伴う不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の55ページをお開き下さい。

令和2年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,181万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の56ページから59ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項2目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分208万2,000円の減額は、交付金の調整によるもの、同6目1節国庫・保険者機能強化推進交付金447万円の追加及び同7目1節国庫・保険者努力支援交付金404万5,000円の追加は、いずれも介護予防・介護給付、重症化予防のために交付されるもの、4款1項2目1節支払基金交付金・地域支援事業交付金・現年度分224万8,000円の減額から8款1項2目1節一般会計繰入金・地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分104万1,000円の減額は、交付金の追加により調整するもの、同4目1節一般会計繰入金・職員給与費等繰入金14万7,000円の増額は、総務費の増額に対する繰入金でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務14万7,000円の増額は、退職手

当負担金の増、7款2項1目9398介護保険一般会計繰出金18万8,000円の増額は、介護保険一般会計繰出金、8款1項1目予備費191万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 令和2年度下田市後期高齢者医療・特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の75ページをお開きください。

令和2年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,444万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の76ページから79ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節特別徴収保険料現年度分279万4,000円の減額及び同2目1節普通徴収保険料現年度分830万4,000円の増額は、保険料の増減分、3款1項1目1節事務費繰入金332万2,000円の減額は、事務費繰入金の減でございます。

30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務332万2,000円の減額は、後期高齢者医療システム改修費の減によるもの、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金551万円の増額は、広域連合に納める保険料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開きください。

令和2年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総

額に、歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,086万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の92ページから95ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、6款3項1目2節保険金受入金45万6,000円の増額は、令和元年10月12日台風19号に伴う田牛集落排水処理場の修繕に対する保険金受入金。

34ページ、35ページ、歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設管理事業143万6,000円の減額は、入札差金、4款1項1目予備費189万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

以上、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）から議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第12号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、2件を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算（第4号）の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業による、水道基本料金2か月分の免除に伴う事業費の確定、下水道事業に伴う共同施工負担金の減額、浄化槽設置整備事業確定に伴う負担金の減額及び事業完了による他会計から補助金の確定等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和2年度下田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定

めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量で、令和2年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計3億4,719万円を3億4,519万円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとし、収入で第1款水道事業収益を761万7,000円減額し、6億7,886万2,000円とするもので、その内訳とし、第2項営業外収益を761万7,000円減額し、5,946万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を65万5,000円減額し、6億4,219万4,000円とするもので、その内訳とし、第1項営業費用を68万6,000円減額し、5億8,153万4,000円に、第2項営業外費用を3万1,000円増額し、5,266万円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億2,961万8,000円」を「不足する額3億2,811万8,000円」に、「減債積立金6,274万2,000円」を「減債積立金6,124万2,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を50万円減額し、2億572万9,000円とするもので、その内訳とし、第3項他会計からの補助金を50万円減額し、183万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を200万円減額し、5億3,384万7,000円とするもので、その内訳とし、第1項建設改良費を200万円減額し、3億4,547万1,000円とするものでございます。

第5条は他会計からの補助金で、予算第9条を次のとおり補正するものとし、第1号の配水池耐震診断調査事業補助金233万3,000円を183万3,000円とし、第2号の一般会計補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分）4,000万円を3,238万3,000円と、それぞれ改め、受け入れるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和2年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款水道事業収益を761万7,000円減額するもので、2項営業外収益

761万7,000円の減額は、2目他会計繰入金で一般会計より繰り入れた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により執行した、水道基本料金2か月分の免除額の確定及び免除に伴う上下水道料金システム改修業務の事業費確定によるものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用を65万5,000円減額するもので、1項営業費用68万6,000円の減額は、1目原水及び浄水費の浄化槽設置事業負担金の確定による減額、及び4目業務費の減額は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により執行した、減免に伴う上下水道料金システム改修業務の事業費確定によるものでございます。2項営業外費用3万1,000円の増額は、2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入50万円の減額は、3項1目他会計からの補助金で、白浜調整池耐震診断業務の事業費確定に伴う補助金の減でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出200万円の減額は、1項建設改良費1目改良工事費で、下水道事業の工事見送りにより、不用となる共同施工負担金の減によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

令和2年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定額を増減したもので、8ページ末尾に記載してございますように、資産合計は、65億5,035万9,000円となるものでございます。

9ページをお願いいたします。

負債の部で、負債合計は、末尾に記載してございますように、33億8,838万8,000円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

資本の部でございますが、資本合計31億6,197万1,000円となり、負債資本合計は65億5,035万9,000円で、さきの資産合計と一致することから、貸借対照表は符合しているものでございます。

11ページを御覧ください。

令和2年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが2億3,070万4,000円、2の投資活動によるキャ

キャッシュ・フローがマイナス3億225万8,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローが108万8,000円となり、資金減少額がマイナス7,046万6,000円となるものでございます。

令和2年度資金期首残高3億4,312万3,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億7,265万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第12号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正第3号の内容でございますが、収益的収入におきまして有収水量の減による下水道使用料の減額、及び水道事業との共同施工見送りに伴う負担金の減額、収益的支出では、汚泥量減に伴う処理場費委託料の減額、及び水道事業との共同施工見送りに伴う受託事業費の減額、また、資本的収入では、国庫補助金につきまして、当初交付決定額が要望額を満たさなかったことによる減額と、国の補正予算に伴う追加交付決定額の増額を調整した結果による減額、建設企業債につきましては、国の補正予算に伴う追加交付決定額に対応する事業追加執行に対応した増額、受益者負担金の調定済累計額に対応する増額、資本的支出でございますが、管渠整備事業委託業務の完了による不用額の減額、及び追加事業執行に伴う管渠整備事業並びに処理場改良事業費の工事請負費の増額等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の23ページをお開きください。

第1条でございますが、令和2年度下田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量で、令和2年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計3億1,689万9,000円を、3億5,689万9,000円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款下水道事業収益を735万円減額し、9億339万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業収益を735万円減額し、1億4,741万円とするものでございます。

支出では、第1款下水道事業費用を400万円減額し、7億4,634万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を400万円減額し、6億7,007万円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書き中「不足する額3億9,585万1,000円」を「不足する額4億235万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,658万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,099万5,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,368万7,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,568万7,000円」に、「当年度利益剰余金予定処分額9,079万4,000円」を「当年度利益剰余金予定処分額9,088万6,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとし、収入で、第1款資本的収入を3,350万円増額し、4億1,065万3,000円とするもので、その内訳とし、第1項企業債を4,200万円増額し、2億3,970万円、第3項国庫補助金を940万円減額し、1億2,110万円、第4項受益者負担金90万円増額し、270万円とするものでございます。

支出では、第1款資本的支出を4,000万円増額し、8億1,300万4,000円とするもので、その内訳とし、第1項建設改良費4,000万円増額し、3億7,389万9,000円とするものでございます。

第5条は債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとし、水洗便所等改造資金利子補給補助金でございますが、本年度中の利用者がいないため、債務負担行為の取下げを行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

第6条は企業債で、予算第6条を次のとおり補正するものとし、表中の公共下水道事業債で限度額1億9,770万円を2億3,970万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、予算に関する説明でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

令和2年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款下水道事業収益735万円減額するもので、内訳とし、1項営業収益735万円の減額は、1目下水道使用料は有収水量の減によるもの、2目受託事業収益は水道事業との共同施工に伴う工事実施を見送ったことによる負担金の減額でございます。

支出では、1款下水道事業費用を400万円減額するもので、内訳とし、1項営業費用400万円の減額は、2目処理場費は汚泥等処理処分業務に係る委託料の減額、3目受託事業費は水道事業との共同施工に伴う工事実施を見送ったことによる工事請負費の減額、6目資産減耗費は除却予定資産の増による固定資産除却費の増によるものでございます。

28ページ、29ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入で、1款資本的収入を3,350万円増額するもので、内訳としまして、1項1目企業債4,200万円増額は、国の補正予算を受け、事業の追加執行に対応する公共下水道事業債の増額、3項1目国庫補助金940万円の減額は、当初交付決定額が要望額を満たさなかった減額分、及び国の補正予算に伴う交付決定額の増額分を調整した結果の減額、4項1目受益者負担金90万円増額は、調定済累計額に対応するものでございます。

支出では、1款資本的支出を4,000万円増額するもので、内訳としまして、1項建設改良費4,000万円増額は、1目管渠整備事業費は委託業務の完了に伴う不用額の減、及び国の補正予算を受け、管渠の耐震工事を執行する工事請負費の増を調整した増額、2目処理場改良事業費増額は、国の補正予算を受け、ポンプ場の機械設備更新工事を執行する工事請負費の増額でございます。

30ページ、31ページを御覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

冒頭で御説明させていただきましたが、新規分の債務負担行為の水洗便所等改造資金利子補給補助金を取り下げるものでございます。

32ページから34ページを御覧ください。

令和2年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、32ページ末尾に記載してございますように、資産合計は、114億9,529万9,000円となるものでございます。

34ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は114億9,529万9,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

35ページを御覧ください。

令和2年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが3億8,455万1,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億2,910万2,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億5,225万3,000円となり、資金増加額が319万6,000円となるものでございます。

令和2年度資金期首残高8,371万9,000円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が8,691万5,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第12号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 議第7号議案から議第12号議案まで、当局の説明は終わりました。

ここで14時30分、2時30分まで休憩をしたいと思います。

午後 2時18分休憩

午後 2時30分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第7号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第14号）に対する質疑を許します。

12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 説明書に基づいて質問させていただきます。

15ページ、繰越明許費です。これの商工費の観光費、伊豆半島ジオパーク推進整備事業ですが、1,200万円を課長の説明だと年度内完成ができないので明許繰越しをさせていただくと、こういう説明がございました。御承知のように、この案件は令和2年の当初予算で120万円の実施設計を組んでおります。併せて、令和2年の9月に建設工事として1,200万円を予算計上したものです。その財源はいわゆる県から観光予算で600万円もらおうと、残りの600万円は自主財源だと。しかし内容的には須崎の財産区からこれを金を入れて、充当して、やろうと、こういう予定で予算が構成されているわけです。そこで、明許繰越しでございますから、いわゆるもう既に通常ですと着工していなければならないわけですね。これは、この工事は着工しているのかどうなのかと。

それからもう一つ大事なことは、いわゆる明許繰越しをする以上は、県の補助予算が確定していなきゃなんないと、この辺の確定手続はきちっとされているのかどうなのか、これを質問をいたします。

それから、29ページの新庁舎建設推進事業です。これにつきましては、債務負担行為でなされているわけですが、858万8,000円を減額する予算です。これの背景を考えてみますと、令和2年度の当初予算で、いわゆる本体工事の予算を約12億円、本年度分計上しました。それを去年の12月、前回の12月議会で、その12億円をゼロにしたわけです。そういうことに関

係から、実は平成30年の3月29日に契約されているわけですが、期間が平成30年、それから令和元年、令和2年と3か年の契約になっております。その総額が1億3,964万4,000円です。こういうようなことで契約されていると。

そこで、私が実は大変心配しておりますのは、まずこの予算の推移、あるいは契約の経過からして、まず第1点目は、いわゆるこの実施設計の業務、あるいは用地取得をしているわけですが、これに対して、いわゆる予算の原資として緊急防災・減災事業債のこれに充当されております。具体的には平成30年度に6,360万円、平成31年度には1億6,320万円と合計2億2,680万円、いわゆるこの設計や用地取得にこの原資を充てているわけです。

そこで、これらのこの多額の2億2,680万円という原資は繰上償還の対象になるんではなからうかということを大変心配しているわけです。これについて今回の補正や、あるいは来年度の当初予算を見ても、そういう1つのあれは全然出ておりません。したがって、この議会において、この繰上償還の対象になるのかならないのか、これを明確にひとつ回答いただきたいと思えます。

それから2つには、今申し上げましたように基本計画、基本設計、実施設計、この投じた金額が私の試算だと約1億4,400万円ぐらいになります。これが、この投資額が無駄にならなければいいなと思うんですが、この点について当局の見解を聞かせてください。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 須崎公衆トイレ、予算書の15ページの繰越明許費の御質問でございますけど、県の観光地域づくり整備事業費補助金、2月24日付で確定をいただきました。それで、この議会で承認いただきまして、今年度、契約まで、その手続を今、進めているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 庁舎建設事業に係る起債、既に借りています起債の繰上償還になるのではという御質問でございますけれども、今のところ予定といたしまして、庁舎の建設時期について延長するというところでございます。

それから、既に行った委託についても、現在の内容を生かしつつ、次の計画のところ、その部分を使うということで、全てそういう意味では今回の補正には計上させていただいておりません。今のところ時期が延期になったということで想定しておりますので、直ちに繰

上償還が発生するというふうには考えていないところでございます。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） こちらの実施設計につきましては、これまでも何度か答弁しておりますが、今回の延期に伴う庁舎の見直しにおいて、この実施設計をまず参考にして、こちらの中で調整を図りつつ、使えるものは使えるという、有効活用していきたいと考えております。

議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） その庁舎の関係は2つの項目について、大変答弁が不明確です。私も総務文教委員の1人でございますので、細かな点については委員会ですらにこれを慎重に審議をしたいと思いますが、例えば緊急防災・減災事業債の繰上償還は、今まで当局はどういう答弁したかということ、要は今年の今月の3月までに着工しなければ返還になりますよと、こういう説明がされていたわけです。だからそういう点からすると、この継続といえは継続なんだけれども、今までの説明の範囲で物を推測しますと、これは償還にも値するじゃないかという、いわゆる推測ができるんですけども、この点については、まだ分からないというのが今、課長の答弁ではなかろうかと思いますが、この点について、財政に明るい副市長、はっきりした返事を、この2億2,600万円を返すということになれば、一般財源で充当しなきゃならんと、こういう因果関係があるんで、大変、下田市にとって金がない中で、非常に私、心配しているわけです。設計については、これは委員会でもう少し審議をしますが、その点について答弁願いたい。

議長（小泉孝敬君） 副市長。

副市長（曽根英明君） 先ほど総務課長のほうからも御答弁申し上げましたが、もともと借りているお金なので、いずれは償還が発生するものですが、繰上償還につきましては、今、現計画地があって、総務課長も御答弁申し上げたように、今の計画地でこれから見直し、まずは延期するというので、借入先等にも相談をしまして、直ちに償還が発生するものではないというような回答を受けていますので、当初予算等に今、その償還分を計上しているということはありません。

以上でございます。

〔「議長、これは委員会で詳細にやります。終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 予算書の8ページのワーケーション拠点施設整備工事、令和2年から3年度にかけて400万円ですか、範囲内で行うということですが、この内容の御説明をもう少し詳しくいただきたいと思います。

それに関連しまして、この概要のほうの6ページを見ますと、商工債をワーケーション拠点施設の整備事業、8,410万円ほど商工債を借りないと、こういう形になっておりますが、これらとの関連というのはあるのかなのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから概要の説明のほうの18、19ページの上から3行目のオリーブのまちづくりの事業でございますが、315万1,000円ほど減額と、講師やオリーブ栽培の技術委託が減になったと、こういうことで予算減額になっておりますが、今後このオリーブのまちづくりをどう進めようかとされているのか、この時点での一定の評価等があるとすれば、減額と併せてお聞かせをいただきたいと思います。

それから23ページの一番下の下田市民文化会館ホールの天井の改修計画の策定業務が74万5,000円ほど減額になっておりますが、これらもどういう事情で減額になったのか、お尋ねをしたいと思います。そして、この業務が完成すれば、それぞれ工事を施工するということになっていこうかと思うんですが、今のところ、どういうことが予想されているのか、併せて、現時点で分かれば御答弁をいただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 私からは、まずワーケーションの拠点施設整備工事の債務負担行為の追加についてお話しさせていただきます。

こちら、事業予定額400万円の範囲内で、令和3年度において行うものでございます。実際の予算は令和3年度当初予算のほうに計上させていただいておりますので、そちらのほうで御説明させていただくことになろうとは思いますが、こちらでもちょっと申し上げさせていただきますと、現在、樋村医院の改修工事を進めておるところでございますけれども、本体の解体と耐震補強、改修と、あと外構工事、進入路と駐車場については今年度内に終わる予定です。今回、債務負担行為として追加させていただいている工事としましては、主には緑化工事になります。芝生張りですとか植栽になります。こういった内容を来年度の当初予算において工事を進めさせていただくという内容でございます。

また、起債についてもお話がございましたけれども、こちらについては総務課のほうから答弁いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） すみません、起債の商工債のほうの減額ということですが、今回、過疎対策事業債のほうに起債の充当、振り替えさせていただいております。当初、ワーケーションのほうは一般補助の起債のほうでやっておりましたけれども、今回、過疎債の追加の要望調査がございまして、そちらのほうで起債のほうが借りられるということになりましたので、そちらのほうの充当率もよろしくて、交付税措置もありますので、そちらのほうに振り替えさせていただきました。そういうことでございます。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 度々すみません。先ほどオリーブの御質問もありましたが、回答が漏れてございました。

オリーブについて減額、今回してございます。こちらについては、主に減額の理由といたしましては、ふだんは栽培教室でしたりとか料理教室などを実施させていただいておりましたが、やはりこういった状況下でございますので、そういったものを取りやめることとなったことによる減額でございます。

また、昨年3月の議会でも附帯決議にも出ましたとおり、今年度中、オリーブ事業については見直しをすることということでございましたので、そもそもの事業規模の縮小というところもございます。

今後の展開というところでございますけれども、様々今年度においては農業の関係で地域おこし協力隊も採用したこともございますし、新たな展開を今年度、来年度以降も臨んでいきたいというふうに考えてございます。そういった中でオリーブの事業、これまでの取り組んできたことも、そういうことも生かしながら、今後はその可能性の1つとして、すっぱりやめるということではなくて、引き続き、もし生かせるのであれば生かしたいと思っておりますし、あくまで農業振興の1つの可能性として、少しでもやれることはやりたいなと思っております。

そういうふうな中で、実際にここまでのオリーブ事業の中で関わっていただいた、例えば近隣の農業の研究センターですとか、あとは伊豆急さん、東急さんですとか、既に御知見のある方々も下田市のオリーブ事業に関わっておいていただいておりますので、そういった方たちと少し協力体制を今、検討しながら、現在までこれまで市が市の試験農園とかで管理してきたオリーブですとか、オリーブ栽培に関わっていただいた方のオリーブの木ですとか、そ

の実ですとか、そういったものの活用を改めて考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 下田の市民文化会館の天井の改修工事の基本設計の策定業務委託の74万5,000円の減額というのは、これは入札差金です。なので、事業は3月22日に終わる予定なんですけど、これは文化会館のつり天井というのは、高さが6メートル以上で、面積が200平米以上、平米単価2キログラム以上で人が使うようなところのつり天井というのは、東日本大震災のときに文化ホールなんか落ちたりとかする事件があって、平成25年に建築基準法の施行令の一部改正が行われまして、脱落防止対策を行わなければならなくなっただんですけども、文化会館の場合には施行前なので適用にはならないんですが、利用者の安全を守るために、この委託をしたわけです。しかし、この天井というのは、文化会館の場合ですと大ホールですので、音響とか照明とか、いろいろ影響がありまして、費用とか工期とか、事業規模とかいろいろちゃんと検討しなければならないということで、基本計画の策定を依頼したわけです。その結果が3月22日までには出るような形でやらせていただいて、その結果を基に実施設計を組んで、9月補正辺りに出させていただけまして、やらせていただいて、令和4年度ぐらいに工事に取りかかりたいと思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 2点お願いします。

補正予算書31ページの1455子育て支援対策事業の子育て支援アプリ改修業務委託で、これがごっそりと改修業務委託、マイナスしているわけですけども、これは何の必要があって改修しようとして、そしてなぜ来年度に持ち越しているのかという1点。

それから、できれば令和元年度実績が94人という非常に少ないなと思うんですが、令和2年度の利用者の実績も教えていただければと思います。

それから2点目、予算書の43ページ、6650市史編さん事業ですけども、毎年度、640万円ぐらいの大きな費用をかけております。この令和2年度においても人件費に115万円、あるいは古文書調査に298万円という大きなお金をかけているわけですけども、その仕事の実績というか、ある意味、集大成として、この印刷製本、1つの冊子ができ上がるんだと思うんですけども、それが今回マイナスされて来年度に持ち越しているということは、若

干、仕事に対して疑念を持つわけですが、その辺はなぜ今年できなかったのかというところをお願いします。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） それでは子育てアプリの関係で、なぜこれをそのまま落とすのかというお話ですが、本来これは 아이폰 というスマートフォンの機器の最新版に対応するにはアプリの改修工事が必要であるというお話から、予算を計上させていただいたところでございます。そこで大変、私たちのほうの予算の見積りというか、予算に対する調べがちょっと足りなかったというか、実際に 아이폰 の最新型が動き出したところ、現在のままだでも使用が可能であったということになりましたので、この分は無理に改修をしないで、そのままにしておこうということで、それによつてのまた苦情等も現在のところいただいているというところでございます。

そして実績ですが、今、正確な数字が手元にはございませんけれども、正直申し上げて前年度より伸びているということはないというところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 市史編さん事業は、歴史のまちの下田にとって基礎となる重要な事業です。これまで資料編について8冊のものを発行してきました。そして「図説下田市史」という、皆さんが使いやすいような形の市史も出してきました。今年度は「図説年表」と申しまして、100ページほどで皆さんが使いやすい、下田の歴史を世界の歴史、日本の歴史と対比して、世界の中の下田をはっきりさせながら下田の歴史をちゃんと見ようというような企画で作ろうとしていたものでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの関係で執筆委員の方が下田以外の場所にいらしゃって、なかなか移動の制限があったものですから、会議とか情報の交換とかもなかなか編集委員長様と一緒にできなかった関係もございませう。また、歴史の年表には多くの写真を掲載して、皆様が手に取りやすいような形のものにしようと思っておりました関係で、写真の収集もコロナの関係でできかねることが多かったんです。なので、執筆期限でございます8月までに間に合わない状態となりました。今、3月中には完成する、執筆が終わる予定ですので、この印刷製本費の176万円、3万円引きますけど、60万円ぐらいにつきましては、新年度予算にまた掲載させていただきまして、できたものを来年度中に必ず発行させていただきまして、この歴史と文化のまちの下田のために役立てたいと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 市史編さんについてはよく分かりました。いいものをつくって、私も見させていただきたいと思います。

子育て支援アプリは、改修の必要がやっぱりなかったということなんですけれども、ごめんなさい、令和3年度予算になっちゃいますけど、また改修、244万円ついていますが、これはどういうことでしょうか。令和3年度に改修、業務委託とありますけれども、これは何でしょうか。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 新年度予算のほうは、また御説明はまた後で申し上げたいと思いますけれども、今回やろうと思った、これが、そのままその改修をやるというわけではないということで御理解願いたいと思います。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 補正予算書、説明資料の29ページをお願いいたします。大川議員からございました新庁舎建設設計管理等業務委託（債務）ということで、およそ800万円の減額がございます。令和3年度以降、現設計管理を請け負っている事業者様との関係がどのようになるのかということで確認をさせていただきたいと思います。引き続き債務負担行為の掲載はございませんでしたが、新たに契約を結ぶのか、またはこのまま債務負担という形で、どう事業者様との関係があるのかということをお教えさせていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 今回の補正の精算をもって、一旦、そこの業者とは契約はなくなります。これで終わりとなります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 今の御答弁の内容からいたしますと、これまで約1億5,000万円のそれぞれの債務というものは、これで一度白紙になるということでよろしいでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） これまでやってきたものについてはお支払いをして、今後予定していた工事管理については、もうそれも契約しないということです。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、時間外手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第8号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第9号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第10号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第11号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第12号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（小泉孝敬君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日4日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は5日午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしく申し上げます。

大変御苦労さまでした。

午後 3時 1分散会